



令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業

説明会

2022年6月

地域ケア推進センター 説明会資料用

説明会におけるポイント

1. R4年度の補助事業概要を説明
2. 昨年度（R3年度）の事業との違いについて説明
3. 提出書類関連の（書き方）説明

主に事業計画、本申請について

※本申請、報告書（年度末）の書類については、別途マニュアル配布を検討しています。

ホームページお知らせ

地域ケア推進センター

検索

地域ケア推進センターホームページ



お知らせ

最新情報 お知らせ 全体会議 連携会議 茨城地域包括ケア学会 研修会 その他ご案内

22.06.06 お知らせ 令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業の実施及び交付申請書の提出について →

22.06.02 連携会議 令和4年度、第5回「連携会議」（7月4日開催）参加者募集のお知らせ →

22.04.28 お知らせ 茨城県長寿福祉課発「茨城県地域リハ・ステーション」の指定に係る特例措置について →

2022年6月6日

お知らせ

令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業の実施及び交付申請書の提出について

茨城県より、「令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業の実施及び交付申請書の提出について」通知されました。

以下、その書類一式を掲載いたします。（必要に応じてダウンロードください。）

◇事業の説明に関するもの

①令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業実施要項

→ [jigyujisshi_youko](#)

②【新旧対照表】茨城県医療提供施設等グループ化推進事業実施要項

→ [jisshiyoko_taisyouhyo](#)

③医療提供施設等グループ化推進事業費補助金交付要項

→ [hojyokinkouhu_yoko](#)

④【新旧対照表】交付要項

→ [kouhuyoko_taisyouhyo](#)

⑤令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業の主な改正事項

→ [jigyojisshi_kaisejiko](#)

必要書類をダウンロードいただけます。

事業の目的・意義

ニーズ

- 茨城県における在宅医療のニーズは増加：2025年：141.8%（2013年対）と推計
- 在宅医療の担い手となる病院、診療所等の参入の促進が必要

課題

- 医師の負担感
一人の医師の体制の中、外来、往診、24Hr対応など、取組の不安、困難がある
- 市町村ごとに、それぞれ抱える在宅医療・介護連携の課題がある

目的・意義

- 在宅医療への参入促進を図り，在宅医療を提供する切れ目のない診療体制の仕組を構築
- 医師の負担感の軽減と地域で支えあう体制づくり
 - これから在宅への参入、拡充に取り組む医療機関等の連携を図る
 - 郡市医師会と市町村との連携強化

今年4年度 事業内容の一部変更について

過年度事業（H29～R3年度）は、主に医療機関同士の連携に加え、訪問看護事業所がグループを成して、連携体制の構築とそれを基とした地域への活動を中心とした事業が遂行されてきた。

○在宅医療の推進を加速する体制構築には、市町村との連携が重要なことから

- ・今年度のグループの定義には、従来のグループ構成に加え、市町村が支援体制に盛り込まれる定義が追加された。
- ・新たに郡市医師会と市町村が連携して地域を広く見据えた事業を計画されたものが補助対象として追加となった。

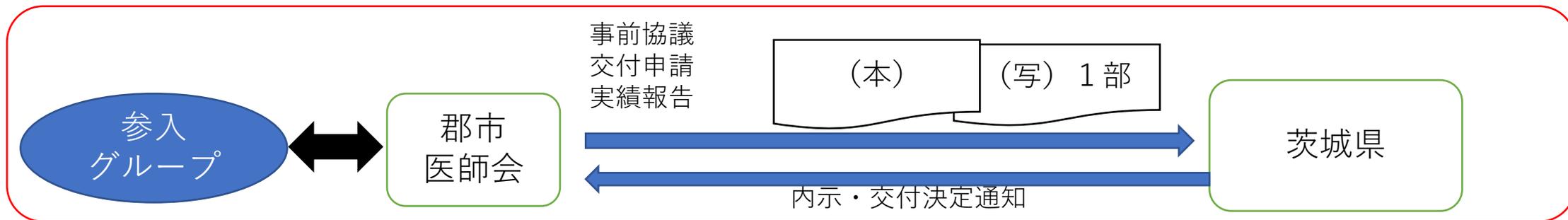
○事務手続きの負担、事務処理に時間がかかる課題から、

- ・昨年度までの事前協議書、内示の手続きを廃止し、事業計画を提出することとなった。
- ・事業計画書、交付申請書、実績報告書は、すべて、地域ケア推進センターへ提出することとなった。

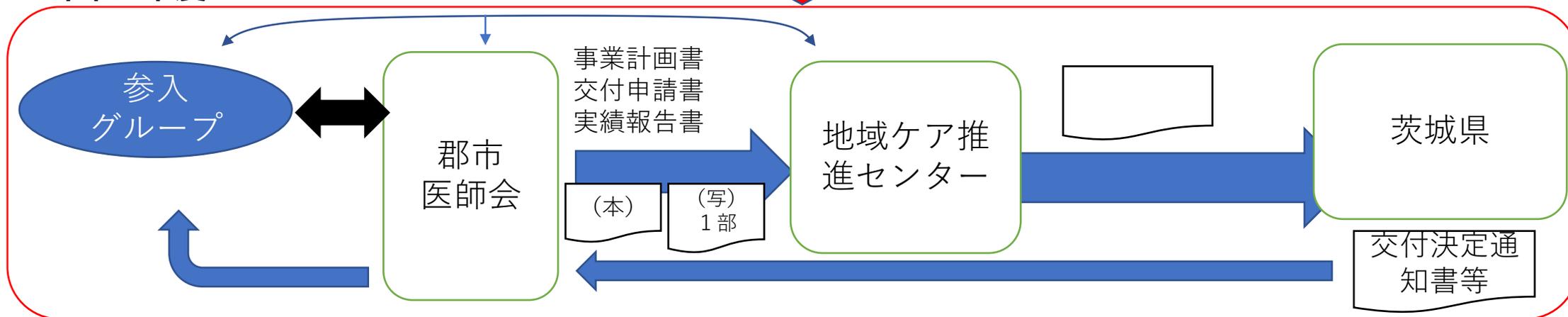
書類送付手続きの流れ（変更点）

○補助金事業の事務手続き提出先（新規グループ化・既存グループの継続 共通）

令和3年度



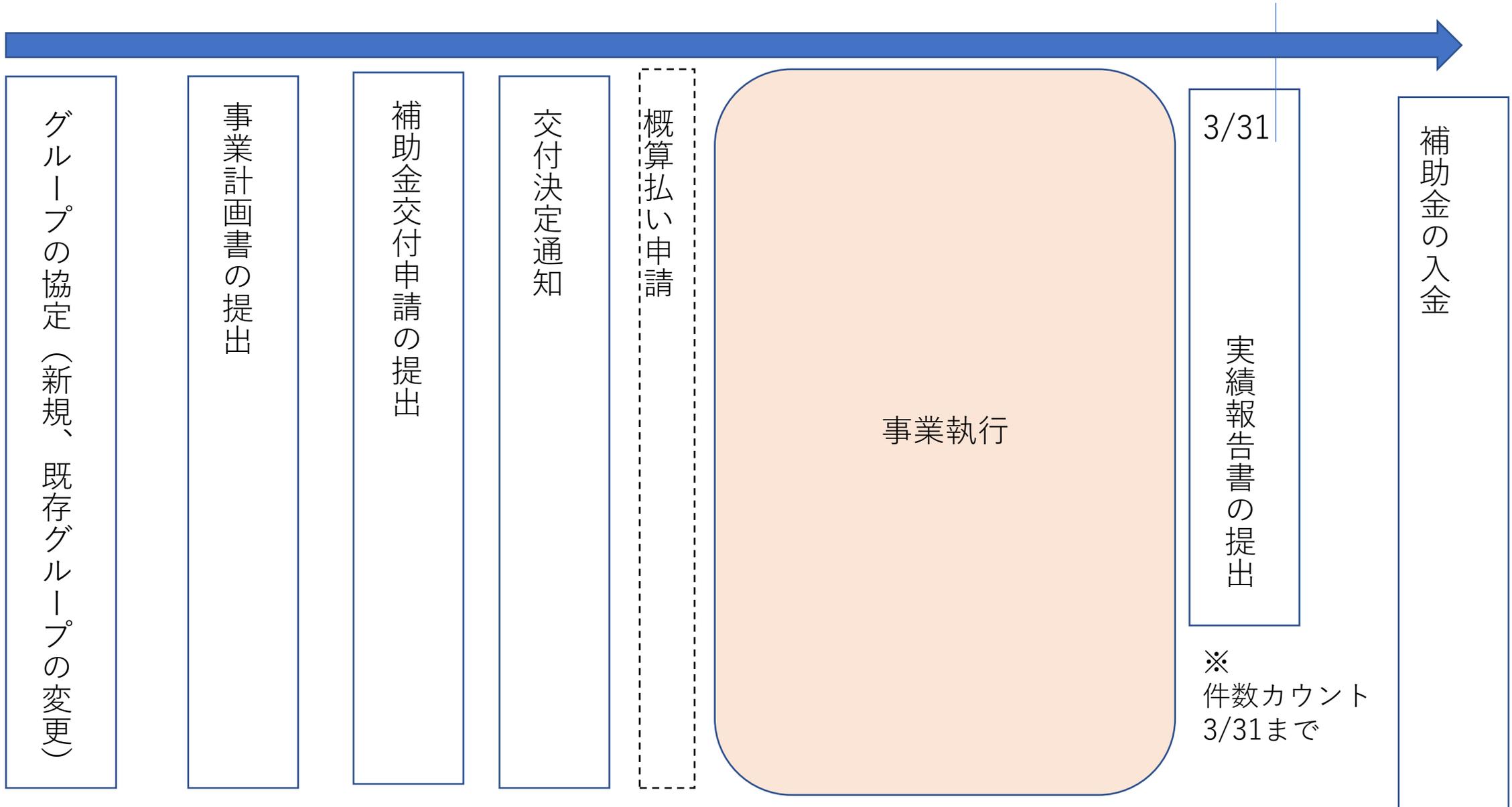
令和4年度



☆ポイント

- ・事業計画書、交付申請書、事業報告等の書類の提出は「**地域ケア推進センター**」に提出となる。
- ・提出書類は、1部オリジナル、1部写しを送付する。

事業全体の流れ（事業計画・交付申請・事業開始・終了、実績報告）



事業計画・交付申請・事業開始のプロセス（その1）

（事業計画）第4条 本事業を実施しようとする者は、事業計画書（別添1及び1-2、別添2、別添3）を、あらかじめ地域ケア推進センター（以下「推進センター」という。）に提出し確認を受けるものとする。

グループの協定を結ぶ

- ・ 既存グループで変更なければそのまま
- ・ 追加機関があれば、既存の協定書に追記

事業計画をグループ内でたてる

- ・ 本事業の窓口的な役割の方を決めて頂くと良い
- ・ センター推進員が計画時の相談に入ります。

事業計画書を提出する

計画時に提出する書類は4つ

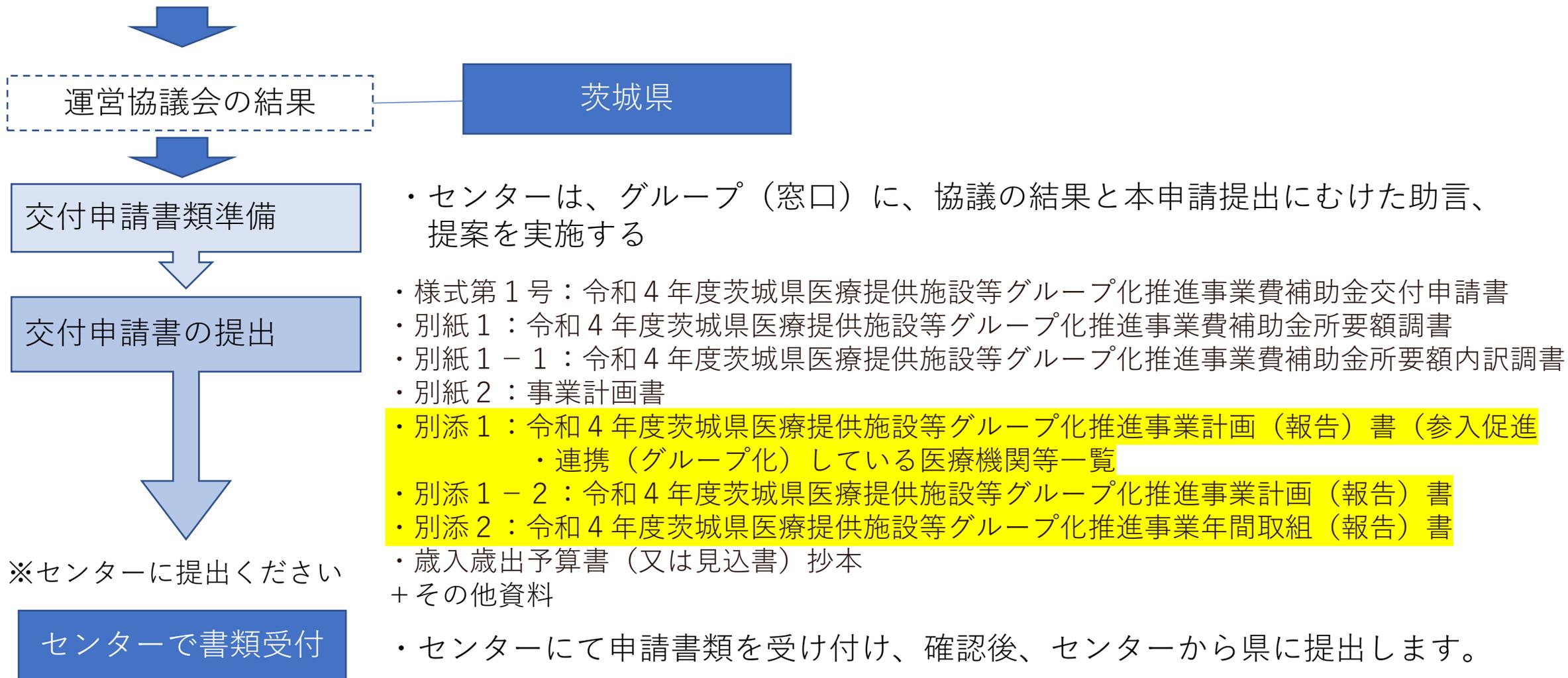
- ①別添1：令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業計画（報告）書（参入促進・連携（グループ化）している医療機関等一覧
- ②別添1-2：令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業計画（報告）書
- ③別添2：令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業年間取組（報告）書
- ④別添3：令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業経費内訳書

センターで書類受付

- ・ センターにて書類を確認し、運営協議会で検討

事前計画・交付申請・事業開始までのプロセス（その2）

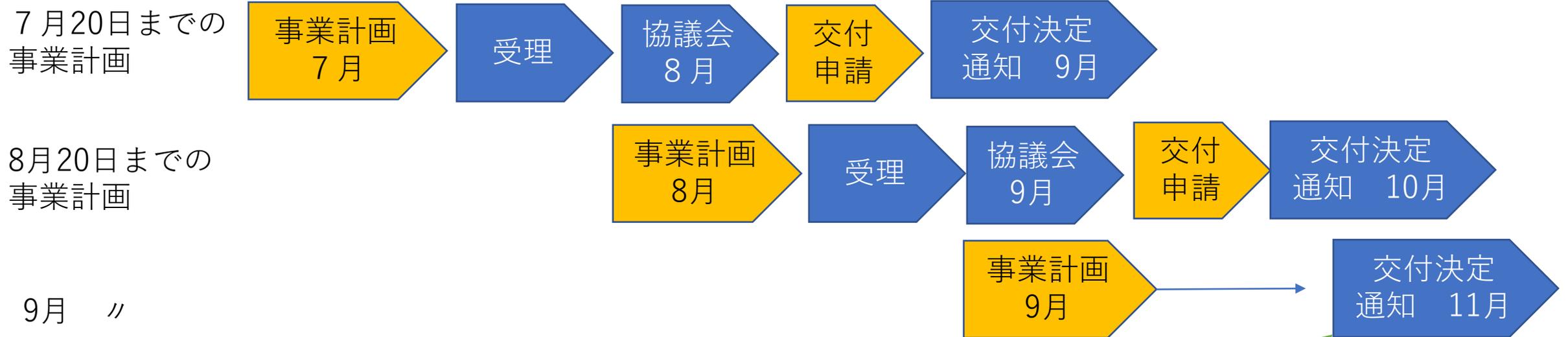
第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に事業計画を推進センター（推進センター運営協議会）の確認を受けた後、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が指示する日までに、提出しなければならない



申請までのスケジュール

申請は3回の機会を設けている

事業計画書提出と交付申請並びに交付決定（通知）までのスケジュール目安



事業開始については、交付決定前に行ってもよいですが、**交付決定前の費用は補助対象外**になりますので、ご注意ください。

令和4年度 在宅医療の推進について

○新規グループの構築

→ 連携強化を図るための初年度経費の補助（1,000千円：グループ化設立時の1回のみ）

○既存グループの充実と事業継続（申請）

→ 参入促進、活動に係る経費への補助（300千円）

※あくまで事業において必要な経費や物品に対しての補助であり、直接在宅医療を実施する際に必要な物品・機器を購入する補助金ではない。

下記の取組の中で使用されるものとする。（連携促進、体制づくり、研修の場に活用）

グループにおいて、取り組む3つの柱・・・事業計画に必須

【地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な3つの取組】

- 1 グループ化した医療機関等を支える取組
- 2 患者・家族を中心とした在宅医療を推進するための取組
- 3 在宅医療についての普及啓発活動等を行う取組

取組の計画について

体制を構築

1 グループ化した医療機関等を支える取組

- これから在宅医療へ参入又は、拡充に取り組む医療機関等の連携体制を構築する取組を行う。
- 医療機関（特に1人の医師が開業している診療所）が、必ずしも対応しきれない夜間や、医師不在時、患者の病状の急変時等において、地域で支え合う支援体制を構築する。
- 例：お互いの機関が、どのように支え合うか、より機能的な支援体制にむけた協議を図り、運用する、または、運用までの道筋を検討していくなど

連携手法、ルール
情報共有のための活動

2 患者・家族を中心とした在宅医療を推進するための取組

- 患者・家族の望む医療や暮らしのために、在宅療養に必要な医療サービス等や家族の負担軽減につながるサービスを適切に提供するために、地域包括支援センターや介護支援専門員等との連携、紹介、窓口の明確化などシームレスな地域医療連携に向けた取り組みを行う。
- 地域の医療従事者等による打ち合わせを定期的に行い、在宅医療における連携上の課題（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、災害時等）に対する対応策の検討等を実施する。
- 郡市医師会と市町村が中心となり、グループ化した医療機関等や関係機関で、在宅医療の連携体制の構築に関する検討会や研修会等を実施する。

各専門職への普及、啓発

市民への理解促進、
啓発・情報発信

3 在宅医療についての普及啓発活動等を行う取組

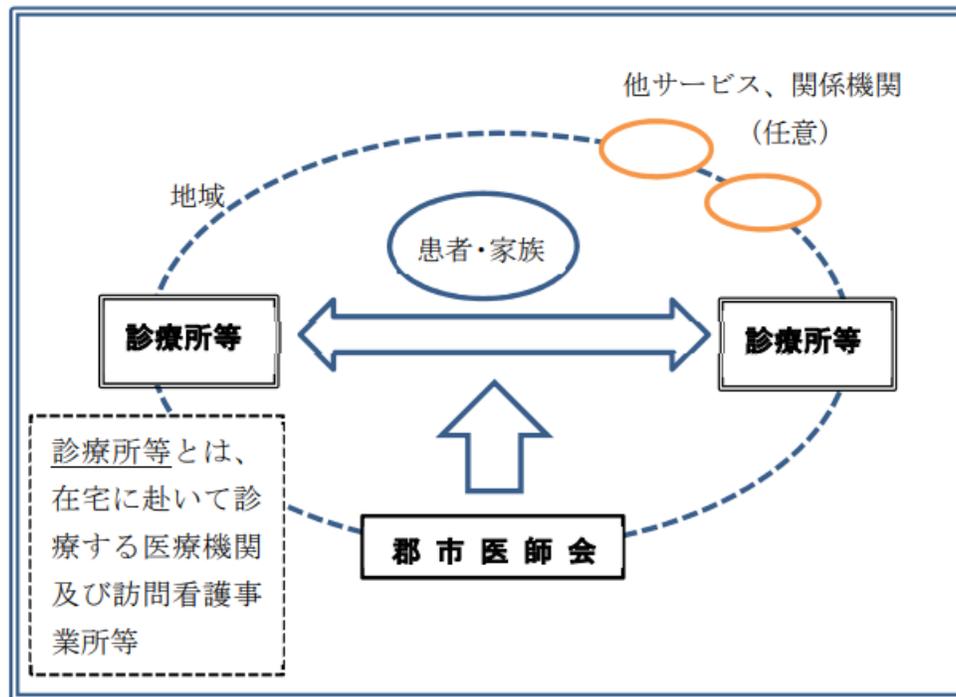
- 利用者・家族等への在宅医療に対する理解を深め、在宅医療が適切に提供できるための取組を行う。
- 在宅医療に従事する人材育成として、各専門職に対する在宅における療養、訪問診療や訪問看護の役割について理解を深める取組を行う。
- 在宅医療や従事する専門職の機能や役割を広く紹介し、地域に浸透させる取組を行う。

参入促進・連携（グループ化）の事業内容

「これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の支援体制」の取組例

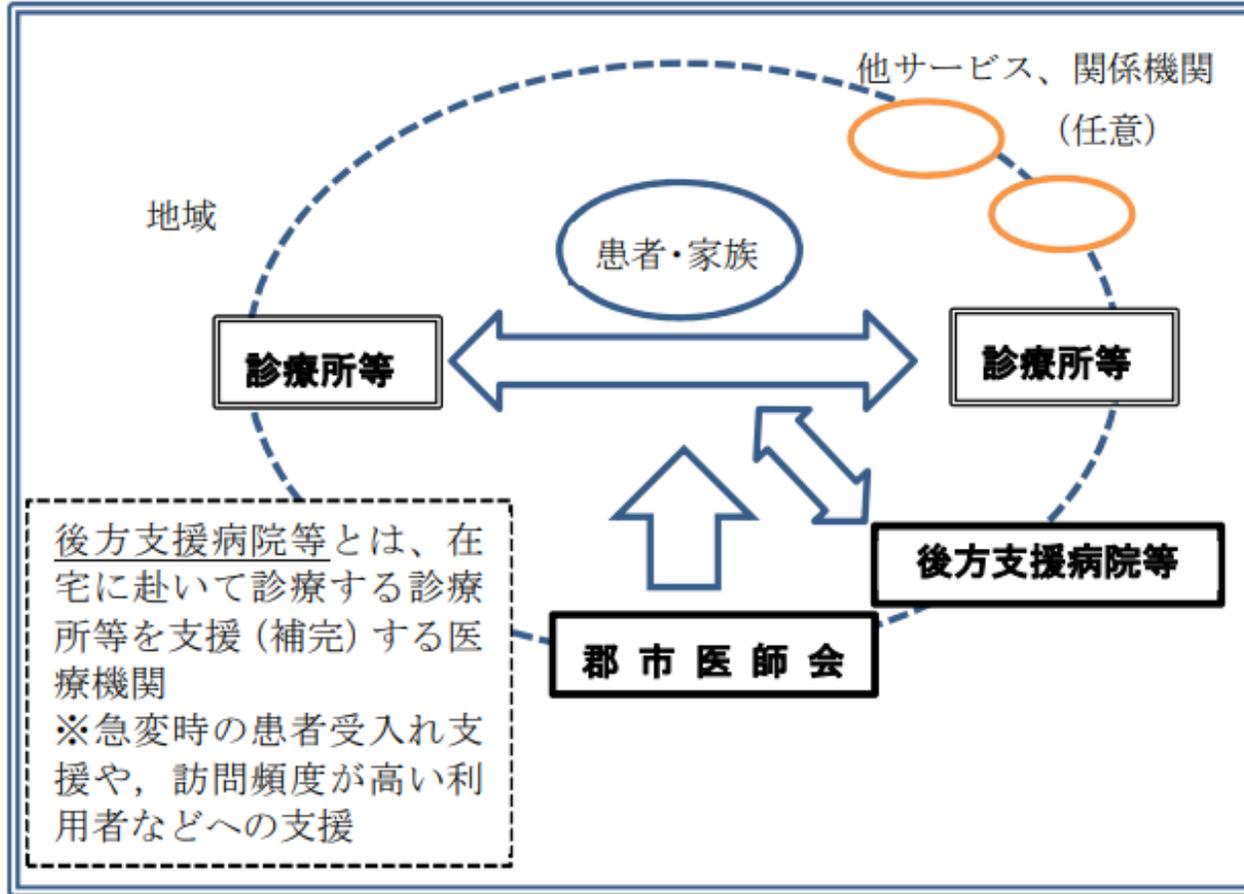
グループ化の要件 1

（例 1）医師会とこれから在宅医療への参入又は拡充に取り組む 2 以上の医療機関等による連携



これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等で、グループ化は、少なくとも同一法人以外の 2 以上の医療機関及び訪問看護事業所、そして郡市医師会

(1-2) 医師会とこれから在宅医療への参入又は拡充に取り組む 2 以上の医療機関等と後方支援病院等による連携

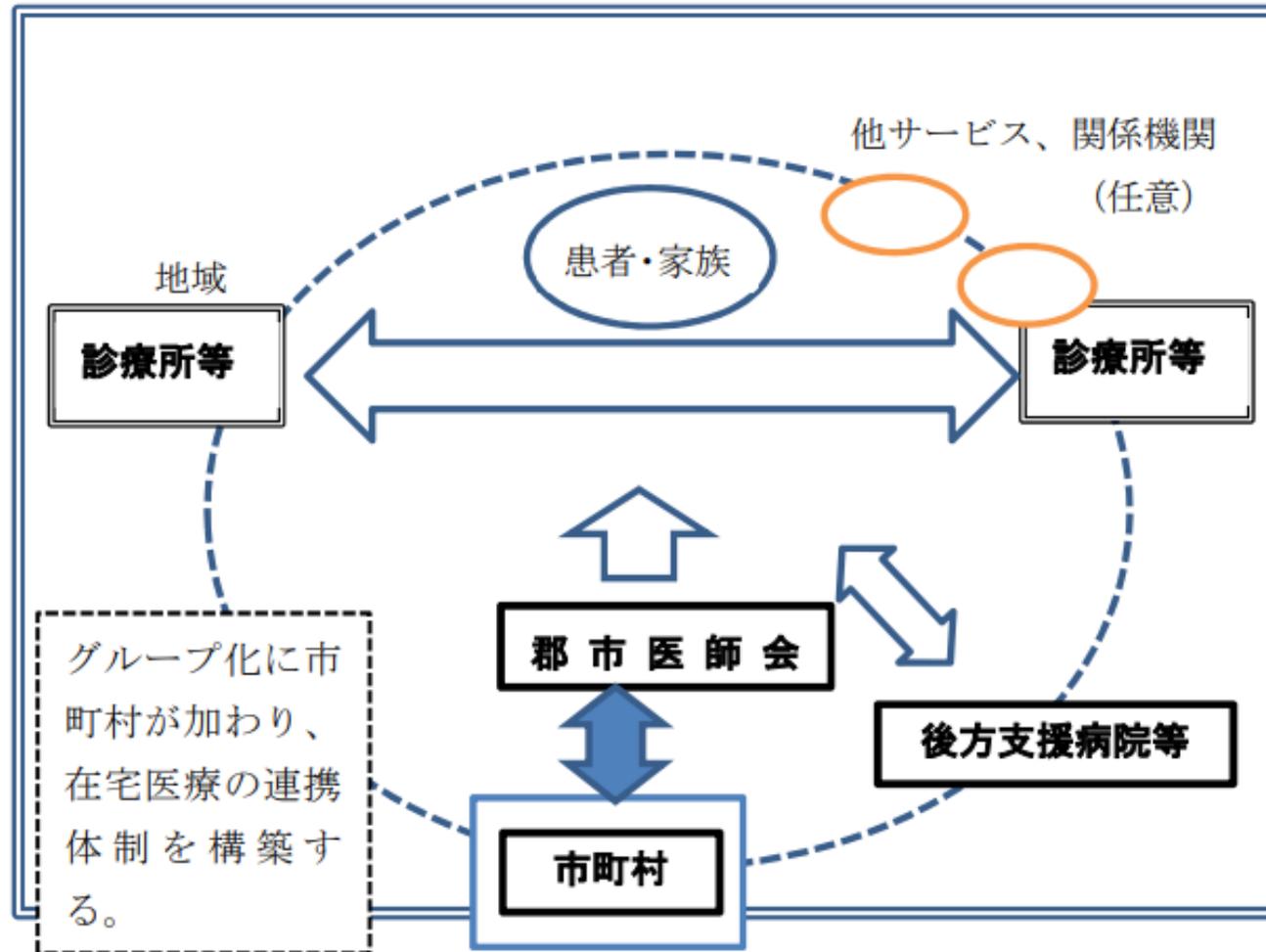


これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の取り組みを支援（補完）する役割として、後方支援病院や在宅医療専門診療所（機能強化型在宅療養 支援診療所を含む）などを想定

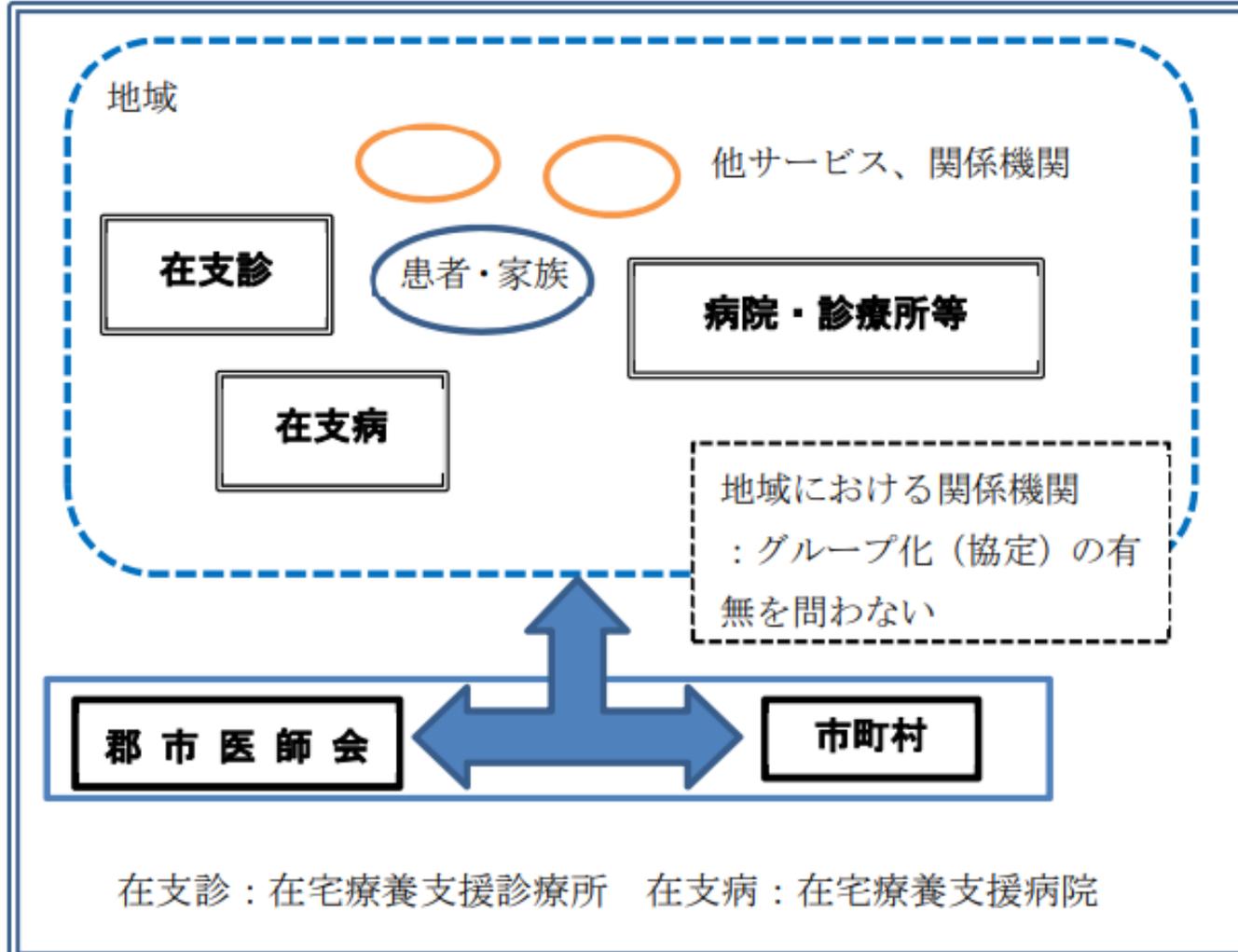
+

グループの醸成のためにも、歯科診療所、薬局、訪問リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所などの多職種による連携体制の構築が望ましい。

(例 1-3) グループ化に市町村が加わり、郡市医師会が中心となり、グループ化した医療機関や関係機関等で、在宅医療の連携体制の構築に関する検討会や研修会等を実施する。



(例 1-4) 郡市医師会と市町村が中心となり、在宅医療推進にかかる拠点の機能強化などの連携体制の構築に関する検討会や研修会等を実施する。



※広くモデル的な取り組みを募集

例：市町村におけるACPの取組を医師会と企画運用するものや、災害時の在宅医療におけるBCPを策定する委員会活動や検討会などを含みます。

グループに限定しない広域的な取り組みを想定

経費について

費 目	経費の内訳
人 件 費	<p>○参入促進・連携（グループ化）協定を締結している医療機関において、補助対象事業に係る職員への手当（当該事業に係る人件費を按分）</p> <p>・給与、報酬、賃金 等</p>
連携強化費	<p>○これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関同士の連携強化に資する取組に必要な経費</p> <p>・取組に係る運営体制の構築及び仕組づくり（取組）に要する経費（消耗品費、旅費、委託料、備品購入費(10万円以上) 等）</p> <p>※委託料：専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した際の経費</p>
会 議 費	<p>○在宅医療における連携上の課題に対する対応策の検討等に係る経費</p> <p>・打ち合わせ会への出席者に対する謝金、旅費 等</p> <p>・打ち合わせ会資料作成に係るコピー代 等</p> <p>・開催通知等に係る郵便代 等</p>
研 修 費	<p>○地域住民、医療従事者等への在宅医療についての普及啓発活動等に係る経費</p> <p>・勉強会等の講師謝金、講師旅費 等</p> <p>・勉強会等の資料作成に係るコピー代 等</p> <p>・勉強会等の開催通知等に係る郵便代 等</p> <p>・会場使用料、機器類のレンタル料 等</p> <p>・広報周知用パンフレット等作成に係る印刷費 等</p>
関連経費	<p>○参入促進・連携（グループ化）の取り組みに係るその他関連経費</p>

【対象にならない主な経費】

ア 診療報酬において算定されている経費

イ 他の国庫補助金、県補助金の対象となっている経費

ウ 事務室の賃借料、光熱水費等事業の実施に直接必要とされない施設、団体の経常的な管理運営経費

エ 土地の測量、購入、建物の購入、新築、増築、改築、設備の購入等に要する経費

オ 飲食代などの食料費。なお、旅費、報償費、報酬費などの取組に係る経費については、郡市医師会等の規定に準じて取り扱うこと。

カ パソコン、タブレット等の汎用性の高い備品等の購入等に係る経費（ただし、在宅に赴いて診療する際に使用するものは除く。）

※ 汎用性の高い備品等を購入する場合、使用目的、管理方法等を明確し、その旨を計画書及び報告書に記載すること。

キ 預金等への積み立てに要する経費

ク その他本事業の目的に照らし適当でないと認める経費

概算払いについて

概算払いの申請は、補助金交付決定後、所定の様式において、申請可能です。

補助金支払は、「事業完了後、30日後または、3月31日の早い日に実績報告を出すこと」となっています。

(実際には、事業でかかった費用分を年度末に申請(報告時)し、年度あけてから郡市医師会の口座に入金されるパターンが多い)

事業費においては、郡市医師会での一時的に建て替えが必要になるため、事前に概算払いを活用して頂く方法もあります。

(補助金交付決定額の90パーセント以内)

事業計画に必要な書類

別添 1 ←

※本票（別添 1）は公表資料として活用する。（取組状況に応じて随時、修正するものとする）←

令和 4 年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業計画（報告）書←

（参入促進・連携（グループ化）している医療機関等一覧）←

参入促進・連携（グループ化）名：□□□□□□□□□□□□□□□□←

←	①積極的役割を担う医療機関、②拠点・※1 ←	郡市医師会名又は医療機関等名 ←	所在地 ←	問い合わせ先 ← (電話番号) ←
郡市医師会 ←	② ←	←	←	← ←
これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等 ←	←	←	←	←
	←	←	←	←
	←	←	←	←
	←	←	←	←
後方支援病院等 ←	←	←	←	←
	←	←	←	←
	←	←	←	←
□□市町村等□※2 ←	←	←	←	← ←

※1 □①積極的役割を担う医療機関、②拠点の欄については、疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（平成 29 年 3 月 31 日付、医政地発 0331 第 3 号・厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に記載されている、①在宅医療において積極的役割を担う医療機関、②在宅医療に必要な連携を担う拠点について、構成機関から選定。←

※2 □連携して事業を実施する市町村名（担当課、地域包括支援センター等）について、記載。←

令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業計画（報告）書

※これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の連携強化を支援する取り組みについて記載するものとする。

□なお、必要に応じ、後方支援病院や在宅医療専門診療所（機能強化型在宅療養支援診療所を含む）などの支援（補完）を得て、在宅医療を提供する切れ目のない診療体制の仕組みづくりに取り組むものである。

【地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な3つの取組】

取組事項	取組内容	現□□状 (補助金交付申請の前月から過去6箇月間の状況)	計□画 (補助金交付申請の月から翌年3月末までの取組)	実□□績 (補助金交付申請の月から翌年3月末までの取組)
1 □グループ化した医療機関等を支える取組 ※グループ内の取組に関すること。	①事務局、調整機能を担う方： ②打ち合わせ等の内容・開催方法・回数・参加機関等： ③体制作りのための取組内容等：	<input type="checkbox"/> 連携体制を図式化		
2 □患者・家族を中心とした在宅医療を推進するための取組 ※地域との連携に関すること。	①事務局、調整機能を担う方： ②打ち合わせ等の内容・開催方法・回数・参加機関等： ③グループ内の取組課題を地域に提案、地域で解決に向けた取組等：			□□□□
3 □在宅医療についての普及啓発活動等の取組を行う取組	記載のポイント（主催、誰が・誰に対して行うのか、開催頻度、取組内容） <input type="checkbox"/>			

※「参入促進・連携（グループ化）の取組効果」の公表の取扱いについて、1から2の事項については個々の医療機関の情報は公表せず、連携する医療機関内の合計数を公表する。また、3の事項（死亡患者数）については公表の対象とせず、医療機関からの報告のみとする。

【参入促進・連携（グループ化）の取組効果】

1 在宅に赴いて診療（往診、訪問診療）する合計診療患者数（※実人数を記載）

医療機関名 ※医療機関ごとに記載	現□□□□□□□□□□ (補助金交付申請の前月から過去6箇月間の状況)	計□□□□ (補助金交付申請の月から翌年3月末までの取組)	実□□□□ (補助金交付申請の月から翌年3月末までの取組)
	在宅に赴いて診療（往診、訪問診療）する合計診療患者数（※実人数を記載）	(記載例) 補助金交付申請が6月の場合 ⇒12月から5月までの期間	(記載例) 補助金交付申請が6月の場合 ⇒6月から3月までの期間の計画
連携する医療機関内の合計	□□□□名	□□□□名	□□□□名

※在宅に赴いてこれから診療を始めようとする、又はその取り組みを拡充しようとする医療機関における合計診療患者数（※実人数を記載）を記載。

※「在宅に赴いて診療（往診、訪問診療）」とは、自宅へ赴くものとする。施設、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等は含まない。

2 在宅に赴いて診療（往診、訪問診療）する合計回数

医療機関名 ※医療機関ごとに記載	現□□□□ (補助金交付申請の前月から過去6箇月間の状況)	計□□□□ (補助金交付申請の月から翌年3月末までの取組)	実□□□□ (補助金交付申請の月から翌年3月末までの取組)
	在宅に赴いて診療（往診、訪問診療）する合計回数	合計回数：□□□□回(うち往診：□□□□回、訪問診療：□□□□回)	合計回数：□□□□回(うち往診：□□□□回、訪問診療：□□□□回)
連携する医療機関内の合計	合計回数：□□□□回(うち往診：□□□□回、訪問診療：□□□□回)	合計回数：□□□□回(うち往診：□□□□回、訪問診療：□□□□回)	合計回数：□□□□回(うち往診：□□□□回、訪問診療：□□□□回)

※在宅に赴いてこれから診療を始めようとする、又はその取り組みを拡充しようとする医療機関における合計回数を記載。

※「在宅に赴いて診療（往診、訪問診療）」とは、自宅へ赴くものとする。施設、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等は含まない。

3 在宅に赴いて診療（往診、訪問診療）する合計診療患者数に占める死亡患者数（うち医療機関以外での死亡患者数）

医療機関名 ※医療機関ごとに記載	現□□□□ (補助金交付申請の前月から過去6箇月間の状況)	実□□□□ (補助金交付申請の月から翌年3月末までの取組)
	在宅に赴いて診療（往診、訪問診療）する合計診療患者数に占める死亡患者数	死亡患者数：□□□□名(うち医療機関以外：□□□□名)
連携する医療機関内の合計	死亡患者数：□□□□名(うち医療機関以外：□□□□名)	死亡患者数：□□□□名(うち医療機関以外：□□□□名)

※在宅に赴いてこれから診療を始めようとする、又はその取り組みを拡充しようとする医療機関における合計診療患者数に占める死亡患者数（うち医療機関以外での死亡患者数）を記載。

※「在宅に赴いて診療（往診、訪問診療）」とは、自宅へ赴くものとする。施設、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等は含まない。

4 グループ化した医療機関が後方支援病院等（グループ内外問わず）への在宅医療患者の診療の紹介数、急変時の受入数及び後方支援病院等からの逆紹介数

	現□□□□ (グループ化前(R3年度(A)))	実□□□□ (グループ化後(R4年度(B)))	差(B)-(A)
	紹介□□□□数	件	件
急変時の受入数	件	件	件
逆□□□□数	件	件	件



目標数の記載はなくなりました。

令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業年間取組（報告）書

月日	取組項目		
	グループ化した医療機関等を支える取組	急者・家族を中心とした在宅医療を推進するための取組	在宅医療についての普及啓発等を行う取組
4月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別添 3

令和 4 年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業経費内訳書

1 事業費

事業費	総事業費	交付申請予定(実績)額
	千円	千円

2 事業経費内訳

令和 4 年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業費補助金所要額内訳調書

(単位:円)

経費配分	対象経費 支出予定額	費目	積算内訳
1 グループ化した医療機関等を支える取組(a)	円		
2 患者・家族を中心とした在宅医療を推進するための取組(b)	円		
3 在宅医療についての普及啓発活動等を行う取組(c)	円		
合計 (a + b + c)	円		

(注) 「対象経費支出予定額」は、合計の欄のみ千円未満切り捨てとする。なお、合計が「交付申請予定(実績)額」と同額となること。

(注) 費目については、令和 4 年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業費補助金交付要項の別紙に記載がある事項を記載すること。

(注) 積算内訳については、費目毎に計を記載すること。

交付申請に関連する資料について

計画書に記載の、支出予定額の根拠となる書類について
(事業計画提出時は不要ですが、本申請時には必要です)

<経費>

- ・ 予定物品については、見積書およびパンフレットなど現物、金額がわかるものを予め用意ください。
- ・ 人件費、会議費などについては、算定根拠が必要です。基本的に医師会の規定に準ずるものとなります。規定がない場合には、ご相談ください。
- ・ 資料に使用されるコピー代金なども、概算で結構ですので、想定必要部数に乗じて算出ください。

実績報告について

< 交付決定後 >

- ・ 謝金については、必ず、支払った証明が必要になります。
- ・ 少額品含め、領収書は、必ず保管ください。（報告時に必要になります）
- ・ 原則、計画にないものは、購入されても補助対象になりません。その場合、自費扱いになる可能性がございますので、ご注意ください。
- ・ 計画時と異なる物品（機種の違い等）が想定される場合、事前に理由含め、センターに連絡をお願いします。

本事業における連絡・相談・送付窓口

本事業における推進に関わる窓口

申請書類等の提出先

茨城県医師会 地域ケア推進センター

〒310-0852 水戸市笠原町489

Tel : 029-243-7720

Fax : 029-243-7722

E-mail : i-renkei@ibaraki.med.or.jp

ホームページ : <https://ibaraki-jigyo.jp/care/>

推進員 : 浅野、石原、渡邊

まとめ

<お願い事項>

- すでにグループ化がなされているグループにおいては、在宅医療推進の活性化につながる活動として、本事業の補助を活用して、推進していただきたい。
- 新規に参入したい医療機関等がある場合、既存のグループ参入、新規グループの立ち上げ含め、地域ケア推進センター、郡市医師会との協議検討につながるよう、ぜひ相談をいただきたい。
- 本説明会は要項のエッセンスをまとめたものです。詳細は要項をご覧ください、確認ください。

<留意事項>

- 交付決定が通知されるまでは、購入や事業遂行の費用の補助対象とならないので注意ください。
- 事業計画のスケジュール作成では、交付決定通知の時期を考慮してください
- 事業計画時点の内容と、交付申請時点での内容が異なる場合については、必ず地域ケア推進センターにご相談ください。

<お知らせ>

- 質問をメール等でお受けします。
- 要項、申請書等は、地域ケア推進センターホームページからもダウンロードできます。